

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京音楽大学学則第18条及び東京音楽大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に定める学位の名称は、次の表のとおりとする。

学位名称（和文）	学位名称（英文）
学士（音楽）	Bachelor of Music
修士（音楽）	Master of Music
博士（音楽）	Doctor of Musical Arts (D. M. A.)
博士（音楽教育学）	Doctor of Philosophy in Music Education (Ph. D.)
博士（音楽学）	Doctor of Philosophy in Musicology (Ph. D.)

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。
3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。
4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文等の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

第2章 修士論文等審査

(修士論文等の提出資格)

第4条 修士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に2年（見込を含む）以上在学し、2年次修了時までに32単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと学長が認めた者の在学期間に關しては、大学院学則第16条第1項ただし書の定めるところによるものとする。

(修士論文等審査の願い出)

第5条 本学大学院修士課程の学生が修士論文等の審査を願い出ようとするときは、修士論文等に修士論文目録、修士論文等要旨、研究演奏プログラム等及び履歴書を添えて、あらかじめ研究指導教員の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(修士論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等の提出があった場合は、研究科委員会に修士論文等ごとに修士論文等審査委員会を設けてその審査を行うよう依頼する。

(修士論文等審査委員会)

- 第7条 修士論文等審査委員会は、提出された修士論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授、准教授及び講師のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、うち1名以上は教授とする。
- 2 研究科長は、修士論文等の審査のため、必要があると認めるときは、前項に規定する修士論文等審査委員会に、当該研究分野担当及び関連分野担当の教員等を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る修士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は演奏団体等の教員、研究者及び演奏家等の協力を得ることができる。
- 4 修士論文等審査委員会は、修士論文等の審査のほか、試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(試験の方法)

- 第8条 試験は、修士論文等の審査の終了後に行うものとする。

- 2 試験は、修士論文等を中心として、その関連する分野において、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

- 第9条 研究科委員会は、修士課程学生の修得単位並びに修士論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の修士課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。
- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合は、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

- 第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第3章 博士論文等審査

第1節 博士後期課程学生の博士論文等審査

(博士論文等の提出資格)

- 第11条 博士論文（専門分野により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に3年（見込を含む）以上在学し、3年次修了時までに10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと学長が認めた者の在学期間に関しては、大学院学則第16条第2項ただし書の定めるところによるものとする。
- 2 博士論文の提出に当たっては、学会誌あるいは研究機関紀要等の査読を経た論文が1本以上あることを提出資格とする。

(博士論文等審査の願い出)

- 第12条 本学大学院博士後期課程の学生が博士論文等の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨、研究作品又は研究演奏プログラム等及び履歴書（研究業績一覧を含む）を添えて、あらかじめ研究指導教員の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(博士論文等審査)

第13条 研究科長は、博士論文等の審査申請があった場合は、博士課程委員会に博士論文等ごとに博士論文等審査委員会を設けてその審査を行うよう依頼する。

(博士論文等審査委員会)

第14条 博士論文等審査委員会は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、博士課程委員会において選出された3名以上の審査委員をもって組織する。

- 2 研究科長は、博士論文等審査のため、必要があると認めるときは、前項に規定する博士論文等審査委員会に、当該研究分野担当及び関連分野担当の教員等を加えることができる。
- 3 博士の学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、学外の研究者、識者等を1人以上、第1項で定める審査委員の他に加えなくてはならない。
- 4 博士論文等審査委員会は、博士論文等の審査のほか、試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(最終試験)

第15条 最終試験は、博士論文等審査の終了後に行うものとする。

- 2 最終試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野において、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 博士課程委員会は、博士後期課程学生の修得単位並びに博士論文等の審査及び最終試験の結果に基づき、その者の博士後期課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、博士課程委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第17条 研究科長は、博士課程委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第2節 課程によらない者の博士論文等審査

(課程によらない者の学位の授与)

第18条 大学院学則第20条第2項に規定する学位の授与は、当分の間、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、3年次修了時までに10単位以上修得した後に退学した者を対象とする。

(博士論文等審査の請求)

- 第19条 前条に定める者が学位請求を願い出ようとするときは、学位申請書及び別に定める博士論文等に博士論文等審査手数料を添えて、研究科長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により納付した博士論文等審査手数料は、理由の如何を問わず返却しない。

(課程によらない者の博士論文等審査)

第20条 前条の博士論文等審査には、本規則第13条及び第14条の規定を準用する。

(学力の確認)

第21条 博士課程委員会は、博士論文等審査終了後に学力の確認を行うものとする。

(授与資格の認定)

第22条 博士課程委員会は、本規則第19条により本学大学院の博士の学位を申請した者の博士論文等の審査及び学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合は、本規則第16条第2項の規定を準用する。

(審議の報告)

第23条 前条第1項に規定する議決の結果の学長に対する報告については、本規則第17条の規定を準用する。

第4章 学位の授与

(学位の授与)

第24条 学長は、東京音楽大学学則第18条及び第18条の2の規定に基づき卒業を認定した者並びに本規則第10条、第17条及び第23条の報告を受けて課程修了又は授与資格の認定をした者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することのできない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第25条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京音楽大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第26条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会、研究科委員会又は博士課程委員会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第27条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第5章 博士論文等の公表

(博士論文の要旨等の公表)

第28条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第29条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により博士論文を公表する場合には、「東京音楽大学審査学位論文」又は「東京音楽大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表し、本学は提出された博士論文を付属図書館及び関係課に保管するものとする。
- 5 博士論文等審査において、博士論文に研究作品又は研究演奏が加えられる場合は、研究科長の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第6章 雜則

(学位記等の様式)

- 第30条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

(雑則)

- 第31条 この規則に定めるもののほか、修士論文等又は博士論文等の提出及び審査の時期並びに試験の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、学長が別に定める。
- 第32条 この規則の改廃は常勤理事会による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年3月24日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 東京音楽大学学位規則（平成5年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年6月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

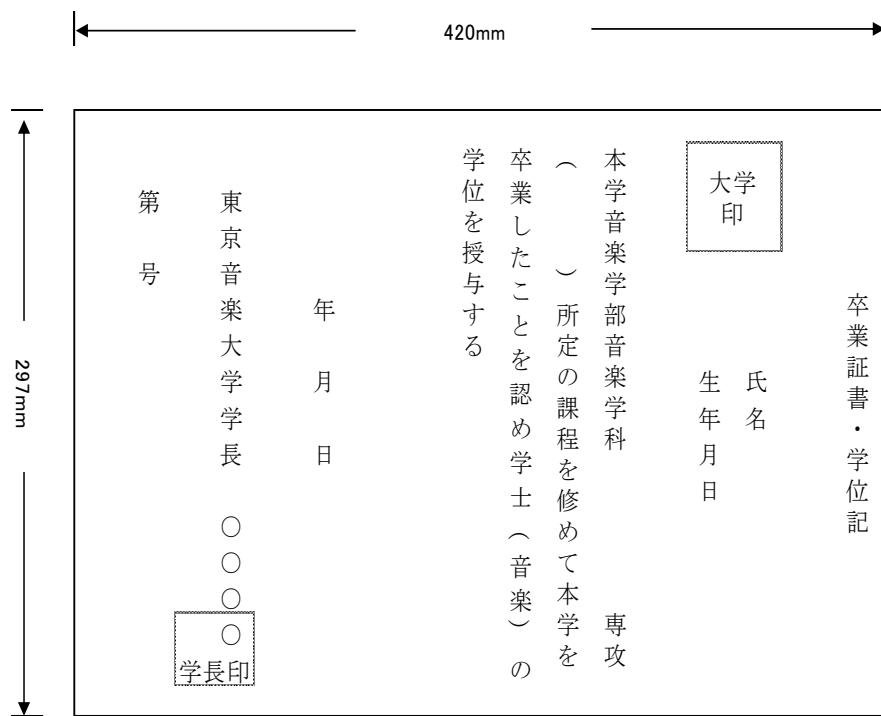
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

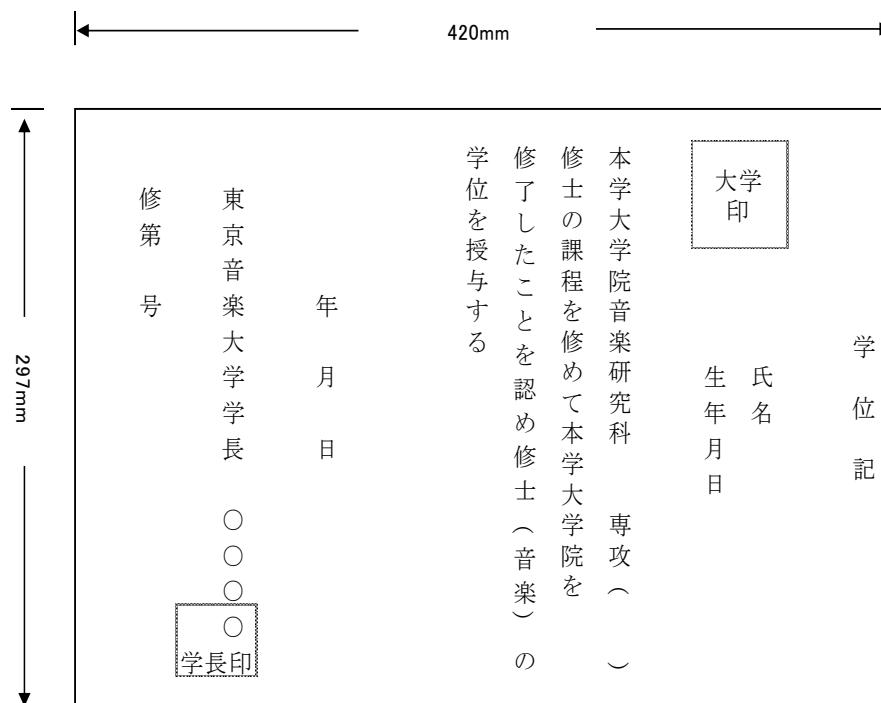
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記 学位記の様式

(1) 音楽学部



(2) 修士課程



(3) 博士後期課程（課程修了）

420mm

297mm

博 第 号	東京音楽大学学長	年 月 日	本学大学院音楽研究科音楽専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し博士論文等の審査及び最終試験に合格したので博士（　）の学位を授与する	大学印	学 位 記
	○ ○ ○ ○				生 年 月 日
	学長印				

(4) 学位規則第3条第4項に基づく学位授与（論文博士）

420mm

297mm

論 博 第 号	東京音楽大学学長	年 月 日	本学に博士論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格したので博士（　）の学位を授与する	大学印	学 位 記
	○ ○ ○ ○				生 年 月 日
	学長印				